

農地をお持ちの皆さん・農業者の皆さん “地域計画”を策定していきましょう！

「地域計画」って？

地域の農業を維持していくために、地域の皆さんで農業のあり方について話し合い
10年後の地域農業について、どのようにしていきたいかということを決める
みんなで作りあげていく、地域農業の未来設計図のことなんです。



前も実質化された人・農地プランというものがあったけど、
何が変わったの？



目標地図の作成や地区の担い手の考え方など、変更点を下記に
まとめましたので、参考にしてください！

	実質化された人・農地プラン	地域計画
内容	・地域農業の在り方	・地域農業の在り方を考える + 目標地図の作成
対象	・認定農業者や認定新規就農者などの 中心経営体	・中心経営体 + その他の多様な農業者 + 新規で始めようとする者等
作成	・アンケート等に基づいた、将来の方針を文章化	・農業を担う者、農地の所有者ごとに 目標地図 に示す
取扱	・法律上、期限は無い	・令和7年3月末までに策定 (公告は市で行う)

【ポイント】

★国により、令和7年3月末までに市内の全ての農業地区で地域計画を策定することが求められています。

★現在、国等の補助金（農業機械や施設の購入補助、新規就農者への補助等）を活用するには「地域計画」を策定することが採択要件の1つとなっています。

★令和7年3月の策定期限以降については**相対での利用権設定ができなくなり**、中間管理機構を通した貸借になります。早めに策定へ向け話し合いの場を設けませんか。



機構集積協力金の採択や、国等の補助金関係の活用にも地域計画が必要になったんだね

そうなんです、そのためにも地域計画の策定へ、地域で話し合いをしませんか？市や農業委員会へご連絡お待ちしております！

